

農民保護策に関する若干の覚書

北 西 弘

はじめに

一揆敗北の名、主裏切り説——この所説は、すがたをかえて今日もなお生命を持続している——を、保護策の究明によつて、側面から再検討したいためである。

^①かつて鈴木氏は、土一揆の敗北、織豊政権の成立を論じ、

農民保護策、それは文字どおり耕作農民に対する為政者の保護政策のことをいう。もとより、保護といつても、それには、より以上の経済収奪を目的とする保護や、為政者の政治・経済的矛盾によつて、やむなくとられた保護など、多様な内容があり、施策方法や手段にもまた諸種の型体がある。

ところで、保護策の意味を、以上のように広義に解するならば、それは各時代にわたってみられる。だが、ここでは、織豊時代と、江戸時代初期の保護策について考えてみたい。

この時代をえらんだ理由は、鈴木良一氏よりはじまる

と発表した。從来きわめて抽象的であつた一揆の敗北理

由を、理論的に指摘した点、この明快な所説はおおいに注目される。

しかし、農民保護策という点から、この所説を問題にするならば、若干、理論的な矛盾があるよう

に思われる。

即ち氏は、織豊政権が專制王権を確立するため、反封建闘争をなす農民を抑えねばならなかつたと強調する

が、では史上明白な織豊政権の農民保護策はいつたいどうしてうまれたのであらうか。これをたんに、農民支配の一側面だといつてかたづけてしまうわけにはいくまない。とにかく、農民保護政策の問題から、一揆敗北の原因は充分逆観しうると考える。なお補足しておくが、一向一揆敗北の原因を考える場合、天正八年石山開城以前の一向一揆よりも、それ以後の一向一揆―今日までこの問題はほとんど追究されていない――が、より重大な歴史的意義をもつている。天正八年以後の一向一揆を看過しては、一揆研究はまつたきを得ないであらうしました、この一揆の研究は、中世から近世への展開を問題とするとき、そのこうこな素材となるであらう。しかも天正八年以後の一揆は、ここに提示する保護策の問題ときりはなして論ずることはできない。

では、室町末、江戸初期の農民保護策には、どのよう

な事例があるのであらうか。

一

まずははじめに、農民保護に関する若干の史料を提示しておこう。

① 天正九年十月九日（能登国古文書）

前田利家より、能登正院百姓中あて書状
「代官其外誰々に而も非分之義於申懸者、百姓出訴訟可申者也」

② 天正十年十月十九日（鳳至郡川島村文書）

前田利家より能登穴水百姓中あて書状

「罷田租の外、一切の雜稅を給人に納付せざること、万一申しかける給人あれば、注進すべきこと」

③ 天正十一年七月十二日（能登国古文書）

前田利家より珠洲郡直郷百姓中あて書状
「藩のふれ使などにまかない・錢・あしなか代などに過分の料足を出さないこと、若し非分に申し入れる者あれば、交名注進すること」

④ 天正十九年二月十七日付（能登古文書）

前田安勝より本郷組、浦上組、内保組、和田村組在々

百姓中あて書状

「在々百姓逐電の理由を聞くと、前年々貢の催促が切々に付ての由、これをとゞむ、さらに給人並代官・下代以下非分族申におるては、急度可注進候。」

⑤ 文禄二年十一月（利家記）

（前田氏、百姓に非分をかけた代官広瀬作内を処刑す）

⑥ 慶長八年三月「諸国郷村掟」

寛永二十年「在々御仕置之儀ニ付御書付」に、代官・領主の非分によつて百姓が逃散した場合、たとえ領主が申して來ても、百姓を強制的に在郷に還住させてはならない。

・地頭代官の仕置がわるくて、百姓たえ難ければ、百姓は一応年貢を皆済して、近郷にでも移住してよい。その際地頭・代官はこれに故障を与えたり拒否したりしてはならない。といい、保護政策の一端を表明している。

以上のような例は、けつして前田藩だけのものではなく、各藩においてみられる。

もとより、右とは逆に、きびしい農民統制策も一方にみられ苛酷な掟が数多くだされている。しかし問題は、

そうした制肘の中につつて、農民保護策がいかなる必然によつて発生したかということである。

この際、保護政策の必然を、すべて為政者の収奪に還元して語るだけでは満足しきれない。それが、為政者の収奪手段であるということは、勿論一面の真であり、全面的に否定することはできないが、しかし重要なことは、こうした保護政策をよぎなくさせた農民層の主体的な条件——それは“権力の矛盾”と換言してもよい——が、他になかつたかどうかという反省である。

一一

農民保護策は、いかなる理由によつて発生したか。

この問題を正面からとり扱つた論著は少ない。たまにかあつても、説くところは区々である。まず重要な所見をひろつてみよう。

① 太閤檢地必然説（宮川満氏「太閤檢地論」）

保護政策の必然を、秀吉の土地政策から考えようとする説である。即ち氏は、秀吉の農民政策には、

(イ) 生産高を確実に把握し、その中から作人的占有者に再生产の分をつかわし、それによつて農民を存続させ、もつて封建制の基盤とする。

(2) 再生産以外の剩余生産は、経済外的に強制しこれを全部収奪する。しかもこの経済外的強制は、地主的占有あるいは名主的占有を基盤として有力農民が武士化し領主化することを阻止するためのものである。

という二つの立場があることをあかしている。しかかも、こうした二目的を達成するために、検地という手段をえらび、それによって作人的占有権を確立しようとしたと指摘する。ところで、こうした目的に対応する農民政策としてとられたのが、実は農民保護策に他ならないといふのである。

しかし、ここで問題となるのは、その保護策が、原則的にいって小農民自立策なのか、あるいはまたたんなる年貢増収策なのかということである。氏も指摘している如く、今もそれを前者と解するならば、検地は革命的なものとして評価されてよいであろうし、後者とするならば、反動といわねばならない。農民保護策に関する基本的な課題のひとつといってよい。

② 逃散対応説（林基氏「近世における階級闘争の諸形態」社会構成史体系所収）

林氏は、土一揆衰退期における農民の逃散を重視し、

逃散が戦国諸侯の農民保護策を必然ならしめたと指摘する。注意すべき見解である。だが、この所見に対し永原慶二氏は、

「この段階の農民層の基本的運動法則は、土地から離脱するところにあるのではなく、土地との結合を強化してゆくところにあるのである。したがって逃散を過大に評価することは必ずしも適当でなく、むしろ農民の地位＝力の向上こそ保護策を必然化する根本の原因であろう」と批判し、つぎの如く一説をたてている。

③ 農民優勢説（永原慶二氏「中世における階級闘争」河出歴史学論集所収）

永原氏の所説は、一揆の敗北＝名主裏切り説を批判する所から生れたものである。

即ち氏は土一揆の闘争を通じて農民の得たものは何か反省し、従来の無条件敗北説の非を指摘し、農民勢力の相対的高上を強調している。たとえば、土一揆の後、農民はわずかに残存する莊園領主に対し年貢を直納するようになるが、これは名主を媒介としてしか領主と関係しなかつた農民が、直接独立した地位を領主側からも承認されたことを物語っているという。また山論や水論において一郷一莊の農民が広範に運動し、領主が張本人を

さがしても惣莊の動きであるため検索することが困難になつてゐる。これは従来領主の独占や名主層の掌握した山や水に対する農民の发言や権利を物語るものに他ならない。このような事例によつてもわかるように、農民の地位が、実質的に高まつたことが想像され、こうした現実においては必然、保護的な政策がとられなければならなかつたといふのである。

ところで、右の永原氏の所説と同様、政治史の立場から特に江戸時代初期の動向を説いた人に大石慎三郎氏がある。

④農民の抵抗利用説（大石慎三郎「農民鬭争より見た元禄享保一明和期について」歴研二六〇）

大石氏の所説は、江戸幕藩体制下の百姓一揆の形体的展化を区分し、その本質を規定しようとする所から言及されたものである。勿論氏自身、明確に保護策の必然をうたつてゐるわけではないが、理論的な連関をもつてゐるから特にここでは一説としてとりあげる。氏は江戸期の百姓一揆を、①越訴型一揆 ②暴動強訴型一揆 ③全藩一揆と三段階に区分し、

- ①は江戸初期より享保期までの間に
- ②は享保ごろに

③は享保以後のみられると指摘している。

而して、社会—身分—秩序の確立をめざす江戸時代において、それを根底からゆるがすような越訴がどうしておこり得たのかという問題に対しつづきの如く説明している。即ち幕藩体制社会の建設期において、幕府はいままで自分と同輩であった諸大名を自己に従属するものとして造りかえ、また自己の下に従属して、小領主的な形をとつていた家臣達を忠実な官僚に造りかえようとした。

この際、幕府の第一の関心は、諸領主（国人）非御家人）と家臣団を新しい体制に造りかえるための作業をあつた。かかる線での作業の主軸が、近世社会前半期にみられる改易、転封取り潰しあつた。そしてこの作業を推進する手がかりとして、代官領主に対抗する農民の抵抗を利用したのであり、そこに越訴型という特異な農民鬭争がおこつたというのである。大石氏の右の指摘はそのまま、農民保護政策の基本的条件を示しているといつてよからう。

三

以上の四説はいずれも保護策の必然性を、政治経済的に考察しており、いずれも斬新な所見である。しかしこ

れだけではなお満足しきれない。では、四説相互の対立的見解をいったいどのようにときほぐしたらよいのであるうか。

まず以上の四説を通観するとき、二つの基本的な課題があり、そのとらえ方いかんによつては、保護策の歴史的評価がまったく相反する二つの見解にわかれることが知られる。二つの基本的課題とは、

〔A〕保護策の対象である農民の政治経済的立場からいって

①農民層が優勢であったため、それに対応して保護策がとられねばならなかつたのか

②逆に、劣勢であったから保護が必要であつたのか、

〔B〕検地必然説においてもふれたように、

①保護策が、小農民の自立を目的として立案されたのか

②年貢増収を目標として立案されたのか、

という二つの課題である。

ところでこの二課題を考える場合、まず、

①常識的な理論要請から考へる方向と、

②たとえば〔A〕の優勢性と劣勢性を、同一主体の一側面と

してとらえ、これを立体的に考へる方向の一途がある。以下順次この規準に従つて考察してみよう。

しかし代官給人を、在地領主としてではなく俸禄家臣のそれと解さねばならぬ場合が多いから、非分非違は一

〔I〕 理論的要請上の必然性

右の〔A〕〔B〕両者を通じて、保護策の必然を、最も常識的に指摘すると、年貢増収策をその根本使命と考えてよからう。しかも年貢増収策は、農民層の優勢性にも劣勢性にも、はたまた自立策にも通じ、いづれに適合させてても理論的な矛盾を生じない。それは小農民自立策が、劣勢に対応しそれには通ずるが、優勢説に通じないというような理論的限界をもつていらない。しかも、農民優勢論には、次の如き問題が残されている。即ち

いわれるようない農民の地位が、それだけ成長し優勢となり、惣庄としての行動が史上それほどまでに評価されるならば、代官の非分非違がどおして可能であつたか、あるいはまた、逃散という、いわば消極策がどおしてとられねばならなかつたか、ということである。

もとよりこの場合、農民に対する代官の非違を文字どおり非違とした場合にである。というのは、農民と代官の結託が、為政者から非違とみられ、ことの真相が、史料の表現と全く逆である場合がないとも限らないからである。

しかし代官給人を、在地領主としてではなく俸禄家臣のそれと解さねばならぬ場合が多いから、非分非違は一

一般的に、文字どおりに解しておいてもよいであろう。

つぎに、農民の優勢に対応して保護策がとられたとするならば、その政策はきわめて消極的な政策であつたといわねばならない。それでは、検地を強力におしすすめ、土地の封建的知行を実現した織豊政権や、江戸幕府が、きわめて弱い一面をもつてゐたということになり、理論的に大きな矛盾を生ずることとなる。封建知行実現への政策的便法というよりも、根本的には農民優勢という基本概念の誤謬にわざわいされた理論的矛盾といふべきであろう。

ともあれいま、諸説を理論的に吟味する場合、保護策は、農民の劣勢性＝そのための自立策＝単婚家族経営の実現に対応するものであつたと解する方が、より合法的であるといえよう。

だがしかし、右のような理論的要請も、歴史の実相を如実に物語るものとはなしえない。優勢、劣勢という農民の概念が抽象的であるからである。いまもし、保護策の必然を劣勢に対応するものときめつけるならば、中世の土一揆や一向一揆の成果をいつたいどのように評価したらよいのであろうか。

我々は今日、村一般、農民一般という理解の仕方で

は、もはや歴史の真相を一步もきわめ得ないことを知らねばならぬ。この点つぎに必然の理由を、別の角度から検討しなおしてみなければならぬ。

〔二〕 村落＝農民構造の上からみた必然性

さて、農民層の優勢といい劣勢といい、これを農民一般という考え方から扱一附会することの非は、すくなくとも歴史を総体として把握し、これを立体的にきわめようとする人ならばただちにきづくことであろう。一應両者を、同一主体の両側面と考へてよいのではなかろうか。

しかも優勢劣勢を、同一主体の両側面と考へる場合、我々はまず問題を、構造論と意識論の二面から分析し考察しなければならない。

まず第一に、構造論から考へてみよう。

織豊時代から江戸時代にかけての農民構造はきわめて複雑に変化し、地域によつてもかなりのニュアンスの差異がみられる。しかしあおまかにいって、本百姓と従属農民にわかつてよいであろう。本百姓とは村役人層や役儀の百姓をいい、従属農民とは名子、被官、下人等の諸層である。しかも、名子、被官といつても、それには分

附地を所有するものと所有しないものがあり、下人にもまた家や自己耕作地をもつ下人と、主家に生活する下人があり、厳密にいえば、それぞれことなった条件を内在している。

いまこれらを一括して百姓といい、しかもそれに優勢か劣勢かの評価をくだそうすることは、いかにきげんなことであるかがわかるであろう。

このようなことは、室町時代の農民層、とくに名主職所有農民と直接耕作農民を考える場合にも当然いいうことである。複雑なこれら諸層は、もとより政治経済的に共通する面を多く有している。しかしその場合、結果としての共通面そのものよりも、歴史的にはその基礎条件が問題となる。したがって、こうした農民層をとりあつかう場合、やはり可能な限り弁別して考えなければならない。

ともあれ、百姓の階層構造によつても、その評価はことなつたものとなるであろうし、またとえ同じ身分であつても、時間と地域によつて、あるいは又同時処においても両側面を兼ね有する場合が想定される。このようにいえば、優勢劣勢は複雑多岐にわたり、その評価はおよそ不可能だといわねばならない。

しかし他面、歴史の課題は、この複雑な両面の内、いざが決定的な意味をもつのか、農民の歴史的行動において、どの一面がより支配的であり、エネルギーの根源はいづれか、ということを、慎重に評価するところにある。したがつて、優勢、劣勢についても、この関心にもとづいて正当な判断を下さねばならない。

しかし今、室町末期の動向を検するとき、名主層においても、耕作農民においても、決して優勢であったとは考えられない。爾来、農民層の優勢説は、政治権力の矛盾や弱体化の投影として、その理論的要請として語られる場合が多かつた。しかしそれは可能性を示すものであつても、けつして歴史的事実とは速断できない。特に室町末期より江戸初期にかけての政権は、絶対王権の確立期であり、農民経済の相対的高揚は認められても政治上の絶対的独立性をかちとの可能は一片もみとめられない。名主層は検地の諸政策にゆらぎ、農民はゆらぐ名主層の家父長支配から脱しきれない状態にあつたからである。

以上のこととは、天正八年以後の一一向一揆を見るときおのづから明白になるであろう。

第二に意識論から言及してみよう。

意識論といつても、これは極めて困難な課題である。史料的限界は申すまでもなく、基本的には意識はコンクリートなものでなく自在無碍をその本性とするからである。

だが、他面歴史的条件がその意識を多分に方向づけると考えられるから、この面に限定して若干考察してみたい。

農民の思想と仏教、とくにそれと真宗の連関は極めて重要な問題であり、これ自体別箇にとりあげてよく、既に若干発表もしたからここではふれないことにする。ただいっておきたいことは、中世より近世にかけての農民が、すぐれた親鸞の思想にふれる契機をもち、その立場を根源的に変革せしめる好機に直面しながらこれをありたい相において完全に生活化することが出来なかつたという事実である。固有信仰の根強さと、真宗を抵抗の論理として、あるいは神祇背反の解毒剤として受けとるという、ゆがんだ受容しかできなかつたために、所詮、その宗教意識を高め深めることはできなかつた。しかも、彼等の生活意識には、つねに相反した潜在意識が矛盾的に併存していた。たとえば今日においてすらまま見うけ

られるが、農村においては耕作技術、方法を秘して他人に相通するものであつて、看過してはならない。

周知のようすに、中世の農村には、共同体的な連帶意識がつよく、つねに統一的な行動をよぎなくされていた。農民の個々が共同体を維持し、逆に個人は共同体の保証によつて土地を用益しうるという相互循環関係が、それの基本的な条件であつたことはいうまでもない。

このように、農民の共同体的連帶意識はきわめて旺盛であつたが、しかし一方逆に非共同体的な意識＝自我意識＝猜疑心もまたつよかつた。

※五人組制度は、一面共同体的形態をとるが、この非共同体的意識を予想してつくられたといえればいいすぎであろうか。この相矛盾した意識が、うらはらにつらなつて農村に存在していたといってよいであろう。共同の敵を前にして、この矛盾はたまたまかけをひそめていたとしても、矛盾そのものが抜本的に是正されないと、村落農民の眞実の協同は考えられなかつた。農民劣勢の歴史的所以は、まさしくこの意識の矛盾に端を発するといつても過言ではあるまい。経済的展開の可能が、つねに停滞したことの意識によってそこなわれたのである。

四

以上私は保護策が、農民層の劣勢に対応する政策であつたことを述べてきた。

ではこの立場から、從来中世史家の強調してきた中世農民の勢力的展開、なかんづく土一揆や一向一揆を、いつたいどのように評価したらよいのであるか。

また、先に提示した名主裏切り説を、どう批判したらよいのであらうか。

この問題を解決する手がかりとして、私は天正八年以降の一向一揆をとりあげたい。

さて、天正八年、石山開城以後の一向一揆というが、それはいったい何処で、どのような構造や目的でたたかれたのであらうか。

まず、この時期にみられた重要な一向一揆を図示して

慶長 5	冬美濃	閑 ⁸ 飛驒 ⁹	天正 18	仙北 ¹⁰	"庄内 ¹¹ "由利 ¹²	天正 13	天正 12	天正 11	天正 10	加賀 ¹³	越中 ¹⁴	能登 ¹⁵	加賀 ¹⁶	紀州 ¹⁷	紀州 ¹⁸	下泉 ¹⁹	伊勢 ²⁰	美濃 ²¹	駿河 ²²	大和 ²³	和泉 ²⁴	紀州 ²⁵
------	-----	--------------------------------	-------	------------------	-------------------------------------	-------	-------	-------	-------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

(地名上の数は発生の月を示す)

(なお、天正十二年十月廿五日、下間頼廉は、能州鳳至郡坊主衆、門徒衆にあてて、たとえいかなるすじから申しかけてきても、それに乗つて一揆を催さないよう申し入れている(能登本誓寺文書)。これは、天正八年以後、なお

おこう。

ところで、以上の諸一揆はいずれも、その大半が、織田信雄、家康、秀吉等政治権力者の援励によって発生し、その権力に駆使されている。⁽⁷⁾

二、一揆構造の中心が、国人²⁶在地領主層であるといふ、二つの共通した特徴をもつていて、たとえば、天正十年、柴田勝家に対抗した越中の一揆は、上杉景勝の推奨にもとづくものであり、天正十一年四月の加賀一揆は、越前の柴田に対抗する秀吉が、加賀の門徒勢に懇請しておこされたものである。⁽⁸⁾さらに天正十二年四月の伊勢美濃一揆、同三月の紀州一揆⁽⁹⁾、同八月の美濃一揆、駿河一揆、同十一月の和泉、紀州一揆⁽¹⁰⁾いずれも、秀吉に対抗する織田信雄、徳川家康、長宗我部元親等の催促によつて発生したものである。

一向一揆が存在し、その力を利用し

ようとする政治権力のあつたことを物語つてゐる。)

しかもこれら諸一揆において、そのイニシアチーブをにぎるものは、先述した如く国人領主層であったことを忘れてはならない。

したがつて一揆敗北が、名主の裏切りにより、百姓の階層分化にもとづくという考え方は、すくなくとも天正八年以後の一揆構造からはでてこないといつてよい。

だがそれはいっても、けつして農民層の階級構成がつねに固定的であったというのではない。一揆構造そのものの中では、支配層はつねに交代し、内部葛藤の危機をはらみつつ展開していた。鈴木氏のいう如く、名主といふ固定した階層家系が、耕作農民をうらぎることによつて一揆が敗北したというのではなく、一揆上層部の名主層が相互に葛藤し、抵抗体を統一的に維持できなかつたためであると解さねばならない。いうならば一揆そのものが上下の対立によつてつまづいたというのではなく、横の対立によつて蹉跌したと考えたいのである。零細な直接耕作農民が、彼ら自身の結合によつて完全な自治を形成し得なかつたという宿命によるここというまでもない。

この点において私は、一揆一向を、封建社会に対する

レブオリューションとしてではなく、むしろ一種のレフオメーションとして評価したい。

戦後における中世村落の研究は、村落自治に対する清水三男氏の牧歌論を否定し、その批判から出発した。だが、村落自治のイリュージョンは意外につよく、再び牧歌論の淵瀬を徘徊してきたといつてよいであろう。

む　　す　　び

以上により私は、中世末から江戸初期にかけてみられた農民保護策は、概して小農民自立策であり、政策立案の根源は年貢増収策以外のなにものでもなかつたと考える。

土一揆や一向一揆をまきおこしたということから、爾後における農民の力、あるいは立場を観念的に予想し、あらゆる史徵をこの予想に還元しようという誤まつた傾向が古くからある。農民優勢の所説もまたその一種であろうか。ともあれ、一揆という總体が優勢であつたから、それに所属した耕作農民もまたしかあると予想するのは、いかにも安易であり、たいへんな誤謬である。天正八年以後の一向一揆は、そうした誤謬を正すために有効な素材を提供してくれるであろう。

ところで、農民保護策を右の如く評価するならば、それは江戸時代の農本思想の先駆であり、それと同一性格のものであつたといわざるを得ない。それはいわゆる重農ではあるが、農民に対する真実の尊重愛護ではなく、財政の根源たる農業そのものの重視で、いわば一種の農業本位主義にすぎない。我々は、この重農主義と農民愛重主義を、歴史的には厳密にわけてとりあつかわなければならない。

江戸時代になつても諸藩は、いわゆる地方知行地を蔵入地に転入する一手段として、農民保護政策をとり、蔵入地の增收をはかるためには苛酷な統制策もあえて辞さなかつたのである。

註① 鈴木良一氏『織豊政権論』

② 天正十五年十月二十日淨土寺文書には

「おとな百姓として下作に申付、作あいを取り儀無用にい

今まで作仕ひ百姓、直納可仕ひ事」

同文書

「地下のおとな百姓又はしようくわんなとに一時もひらの百姓つかわれましきこと」

天正十八年七月秀吉禁制（佐竹文書）

「地下人百姓、非分之儀申懸事」

天正十八年八月秀吉朱印状（宇都宮藏文書）

〔相定年貢米錢の外、対百姓少蔑非分不可申付事〕

文禄五年三月一日付小至文書（東浅井郡志第四卷70～72）

「何事によらず、百姓めいわくの儀あらば、ようしやなしにめやすを以てにはそせう可仕ひ」

③ たとえば、寛永八年加越能郡奉行あての五十八条のこと

し

④ 抽稿「中世の民間宗教」（日本宗教史講座第三巻）

⑤ 村八分の思想がこれである。真宗における破門は、これを根底としている。なお破門は決して真宗教団独自なものではなく、中世における日蓮宗教団の徒の中にも多くみられる。

⑥ 真宗の教學を恣意的に曲解するならば、それは共同体、非共同体の両意識に通ずる二面性をもつている。

⑦ たとえば、天正十三年の飛彈一揆においては、江馬左馬助、広瀬兵庫頭、鍋山左近太夫がその首領となつてゐる。

⑧ 別本歷代古案

⑨ 天正十一年卯月八日、秀吉より下間頼廉あて書状（本願寺文書）

⑩ 貝塚御座所日記、天正十二年四月二十日高木貞一氏文書、天正十二年十月二十三日寛政重修諸家譜（三二一高木）そ

の他

⑪ 元親一代記